

令和元年度

子どもの権利擁護委員制度

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」

事業報告書



令和2年8月

目黒区子育て支援課
子どもの権利擁護委員

目次

1 子どもの権利擁護委員として活動を振り返って

「新型コロナ対策と子ども達」

相原 佳子 1

「子どもの権利擁護」

米田 弘枝 3

2 事業概要

(1) 目的 5

(2) 内容 5

(3) 相談対象者 6

(4) 相談日及び相談時間 6

(5) 申立て 6

(6) 子どもの権利擁護委員名簿 7

3 子どもの権利擁護委員制度活動状況

(1) 相談活動 8

(2) 委員活動 9

(3) 次年度に向けての活動 9

(4) 啓発活動 10

4 令和元年度子どもの権利擁護委員制度実施状況

(1) 相談員による電話相談等の実施状況 11

(2) 相談員による対応（他機関への連絡） 12

(3) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況 13

(4) 相談事例 14

参考資料

目黒区子どもの権利擁護委員制度実施要綱

1 子どもの権利擁護委員として活動を振り返って

「新型コロナ対策と子ども達」

相原 佳子

昨年の夏の今頃（7月4日現在）は、新型コロナ感染拡大が世界を覆いつくすことになるとは全く予想もしていませんでした。2020年の夏はオリンピックパラリンピックが開催され、海外からの観戦者も多数、日本を訪れて、にぎやかな話題が世間を騒がせるであろうと予想している人が大半だったと思います。もっとも、夏の暑さ対策がありうるのか、熱中症は大丈夫かということを経験したことのある人は少なくないと思います。

ところが、ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染拡大のための緊急事態宣言が出され、その後、同宣言が解消されて、一か月たった現時点でも東京都での感染者数は100名を超えることが継続しており、決して予断を許さない状況にあります。そして、この感染症の問題が起きている状況下で、子ども達にも多大の影響が出ていることは報道等でも指摘されていることなのです。

この過去に経験したことのない状況下で、子どもの権利擁護委員として、見受けられる子どもに関する事象について、若干の問題提起をさせていただきたいと思えます。

子どもたちは、かなり早い段階から、学校を休校等とする措置が取られ、その結果、大半の時間を自宅で過ごすこととなりました。日本の場合、特に東京では一般的には住宅は狭く、そこに、両親も在宅勤務となったとすれば、家族全員が日がな一日顔を突き合わせる事態となったわけです。エネルギーが余っている子ども達が狭い住宅空間内で、終日過ごすことにより、親も子ども達もストレスがたまったことは想像に難くないところです。特に、日ごろは、外出することや学校生活で発散させることができた感情を直接家族にぶつけてしまうこともあり得たと思われまます。DVや児童虐待も増加していることは、過去の災害時の避難所等の狭い住宅環境時に発生した問題からみても間違いなく言えることでしょう。

一方で、家族が在宅することができていないケースの場合、子どもたちの中には、十分な食事を摂ることができない子どもがいる、特に、栄養を得るために給食に依頼していた場合、家族が忙しくて、適切な食事がとれない場合があるとの指摘もなされてきました。新型コロナ感染拡大問題が発生する以前においても、いわゆる子どもの貧困問題として、子ども7人のうち一人は貧困であるという学術的なデータもありました。新型コロナ対策で保護者が生活費を得られない場合等、その貧困の度合いがさらに高まっているのではないかと危惧されます。こういう状況下では、弱者は、より弱者になってしまいます。その代表が子ども達だと思えます。現在の

ところ、それぞれの問題点はあまり顕在化することなく、日々が経過しているようですが、遠くない将来、数か月の問題が、表面に現れることもあろうかと思えます。我が国が、子どもの貧困問題を放置しないように、ぜひ、声を上げ続けなければならないと思えます。

今後、第二波、第三波が考えられる場合、もしくは、子どもの貧困問題との関連でもありますが、学校や、家庭外での居場所をぜひ作っていただきたいと考えます。今も、行政にていろいろな対策が取られていることは当職も知るところではありますが、さらに、子どもの居場所を充実させていただきたいと思えます。

学校については、少人数にして担当教員がゆとりをもって教育に携わることができる環境、さらには、仮に学校がなじめない子どもの場合の安全で、心穏やかな場所作りです。

具体的にはいろいろな場所が設定されていることは聞きますが、子どもと当該施設のマッチング、横のつながり（学校、子ども家庭支援センター、児童相談所、その他の施設）の構築が必要なのではないかと考えます。

今後、現在の状況がどのような進展を見せるのかわかりませんが、大人も不安な中、より不安を感じる子どもたちを、大人が意識して守っていく必要があると考えます。

令和2年1月から片岡玲子先生の後任として就任しました。私は、長年DVや虐待等家庭内の暴力被害者支援に関わってまいりました。DVというと夫婦間の問題だと考えられがちですが、最近では、両親間の暴力を目撃する子どもの「面前DV」という心理的虐待の増加が大きな社会的問題となっています。家庭内の暴力にさらされることによって子どもの脳は大きなダメージを受けることも知られるようになりました。DV=児童虐待であることを改めて認識し、暴力を防止していくことが重要です。一方、学校ではいじめ被害が後を絶たず、子どもが安全で安心して生活できる社会のしくみが強く求められています。

ところで、担当変更した直後から新型コロナウイルスに世界が支配される事態となり、当相談事業の委員面談も休止となっていました。人類の歴史は感染症との闘いの歴史でもあると言われますが、医学の進歩によって守られることが当たり前のように感じていた日常が、こんなに簡単に壊されるとは想像もできないことでした。収束の保証は全くない不安な状況に子どもたちはどう過ごしているのでしょうか。

外出禁止で家庭内暴力(DV)や児童虐待が増加しているという報道がありました。

フランスでは3月末DV被害が3割増加、アメリカのDVホットラインの相談件数が3割増加、英国でも65%増加したとのこと、収入減による不安や閉じこもりによるストレスが暴力となって弱者に向かうと考えられます。先行きの見えない不安な時期、相談すること自体も難しい状況が懸念されます。

「セーブ・ザ・チルドレン」が昨年夏に全国3万人に対して行った調査では「大人の8割が子どもの権利を尊重していると回答したが、子どもと大人の約7割は、子どもの権利を「大人と同様に当然認められるもの」として捉えていなかったという。現在日本で守られていないと思う子どもの権利は、大人も子どもも、「親による虐待・放任・搾取からの保護」であったが、「子どもの意見表明権」は、大人の中には入らなかった。子どもの権利条約(第12条)は、子どもに影響を与えるすべての事柄について、①子どもが意見を表明する権利を保障すること②その際に子どもの意見が年齢や発達に応じて正当に重視されることを定めている」(2020・4・9 毎日新聞より一部引用)

子どもは保護の対象であると同時に、権利を尊重する姿勢が大人に求められています。

当相談室の昨年度の利用状況を見ると、問題がこじれて長期化した例や学校幼稚園等への悩みが多くみられました。こじれるというのは、お互いに自分の権利を主張し、相手の権利や立場を尊重しない状態が長引くということです。

子ども同士のトラブルや、学校や幼稚園の対応についての話し合いは当事者だけではなかなか難しい場合があります。問題がこじれると、双方が冷静さを欠き、感情的になってますます対立を深めてしまうことになりがちです。

当相談室は、お互いのこじれた部分を聞き取り、必要に応じて関係機関に出向き、関係者との話し合いの調整を行います。第3者が間に入ることで、状況を客観的にとらえ直す機会となり、問題解決につながる場合も少なくありません。

加害者と被害者を単純に分けられないこともありますし、組織内で情報が上手く伝わっていなかった場合もあります。どうすれば誤解のないように話しあうことができるかはとても難しい所です。

相談するということは勇気が必要です。できるだけ大ごとにしたくない、自分にも悪い所があった、仕返しが怖い等の思いや、学校等お世話になっていることを考えると言いにくい等が、「泣き寝入り」につながります。

被害者には大きな心の傷が残りますが加害する側にはあまり自覚がなく、罪悪感がありません。いじめる側が2人3人と増えていったらいじめられる側のつらさは2倍3倍と大きくなりますがいじめる側の罪悪感は、2分の1、3分の1と小さくなります。

でも、一方が他方を傷つける行為は絶対に許されることではありません。一人ひとりが自分の生活を安全に生きる権利を持っています。

個人だけの力では対応に限界があると思うとき、是非早めに一人で悩まず相談してほしいと思います。

相談を身近なものとして、利用していただけるように努力していきたいと思っています。

2 事業概要

(1) 目的

目黒区では、平成 17 年 12 月に、子どもたちが元気にいきいきと過ごすことのできるまちを目指し、「目黒区子ども条例」を施行しました。さらに、子どもをいじめや差別・暴力等の権利侵害から守る仕組みとして、目黒区では平成 20 年 1 月に「目黒区子ども条例」のもと、子どもの権利擁護委員制度を設置しました。子どもの権利擁護委員制度では、子どもにとっての最善の利益を実現するために、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を運営しています。

(2) 内容

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもや保護者および、関係者からの子どもにかかわる相談をフリーダイヤルで受け付けています。相談員は常勤 1 名・非常勤相談員 1 名の 2 名体制となります。

相談には電話で話を聴かせていただく相談と、直接お会いして話を聴かせていただく来所による相談の 2 つがあります。何れの相談も子どもの心理に詳しい者が十分に話を聴き一緒に考えたり、内容によりアドバイスをしたりします。また、子どもの権利侵害だと思われる場合や、相談者である子どもや保護者、関係者が権利擁護委員との面談を希望される場合には、権利擁護委員面談につながります。その中で、子どもたちの想いを受けとめ、権利侵害が疑われる場合には、解決に向けた対応を行います。緊急性や相談者の意向を踏まえ、必要に応じて関係機関に連絡をとることもあります。さらに、必要と思われる支援に応じ、より専門的なサポートが受けられる他の支援機関への紹介も行います。

何れにしても、相談室として、子ども自らが安心して相談できること、保護者が気軽に相談できること、子どもに関係する人が誰でもためらうことなく相談できることを常に心がけています。

子どもの権利擁護という言葉が聞かれると、難しく思われ、生活の中で身近に感じられることが少ないかもしれません。
“子どもが自らの意思でいきいきと成長していく”姿を想像してみてください。そのためには、大人はどうしたらいいか？
どのような支援があればいいのか？ を考えてはどうでしょうか。そうすると、子どもの権利をイメージしやすくなり、相談もしやすくなるのではないかと思います。



(3) 相談対象者

子どもや保護者及びその関係者(目黒区子ども条例第2条第1項:「子ども」とは、目黒区に住んだり、目黒区で学んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人のこと)。

(4) 相談日及び相談時間

電話・来所相談	毎週水曜日・金曜日	午後1時から午後6時まで
	毎週土曜日	午前10時から午後4時まで
委員面談(予約制)月4回	土曜	午前10時から午後4時まで
	土曜以外	午後3時から午後6時まで

※令和2年4月1日から相談日および相談時間が、以下のとおり変更されました。

電話・来所相談	毎週水曜日～土曜日	午前10時から午後5時まで
委員面談(予約制)月4回		
	毎週水曜日～土曜日	午前10時から午後4時まで

(5) 申立て

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では権利侵害を受けている子どもについて、子ども本人またはその関係者から救済の申立てをすることができます。権利擁護委員は、子どもの権利侵害についての事実調査や関係者間の調整を行います。また、調整がつかない等、場合によっては権利擁護委員が、意見の表明や改善の要請を行います。

子どもが通常とおりの日常生活を送れるよう、問題解決に向けて取り組みます。

(6) 子どもの権利擁護委員名簿

氏名	所属等	任期
相原 佳子	弁護士 第一東京弁護士会所属 日本弁護士連合会 理事	平成30年1月9日 ～令和2年1月8日
		令和2年1月9日 ～令和4年1月8日
片岡 玲子	公認心理師 臨床心理士 東京公認心理師協会 理事	平成30年1月9日 ～令和2年1月8日
米田 弘枝	公認心理師 東京臨床心理士会 元理事	令和2年1月9日 ～令和4年1月8日

※令和2年1月9日から、公認心理師の委員は片岡委員から、米田委員に変わりました。

3 子どもの権利擁護委員制度活動状況

(1) 相談員による相談活動

令和元年度の相談総受付件数は前年度と比べて約3割増えました。相談者割合は、子どもからは20.3%、大人からは71.5%、不明が8.2%でした。子どもの内訳としては、小学生62.5%、中学生3.1%、高校生25%、年齢不明9.3%でした。受け付けた相談は相談内容の緊急性や相談者の意向を踏まえ、必要に応じて教育委員会や学校、めぐろ学校サポートセンター、児童館、子ども家庭支援センター、保健予防課、児童相談所等、他の関係機関を紹介したり、連絡をとりました。

相談内容として顕著だったものは、子どもの場合には、「恋愛」、「同級生とのトラブル」といった“子ども同士の悩み”や、“家族についての悩み”がありました。また、「いやな気持ちが出た」等の他者との関係性における葛藤で生じた不快な気持ちについて相談してくる子どもが数名いました。何れの場合も、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では子どもの気持ちに寄り添い、相談終了時には少しでも、子どもの気持ちが軽くなるように努めました。

相談の大半は小学生児童からであり、中学生以上の生徒からの相談は前年度に比べ増えているものの、子どもからの相談総数の約3割弱でした。中学生以上の生徒には潜在的な悩みがあるものの、他者への相談にまでは辿り着いていないものと考えられます。

大人の場合には教育機関や児童福祉施設におけるトラブルといった“学校等における悩み”や、夫婦間問題における“家族についての悩み”がありました。大人からの相談には事態が悪化したものも目立ち、当事者間のみでの解決は難しいものがありました。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、まず、相談者のお話し、お気持ちをしっかり傾聴しつつ、問題をどのように整理していくのかについて、一緒に考えるように努めました。特に保護者からのデリケートな部分を多く含む相談対応においては、他相談窓口と比して、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」の専門性や役割を活かしたのではないかと考えます。

また、特記することとして、問題が発生して以降、しばらくの間、行政等の相談機関に相談をされていない方もいらっしゃいました。保護者のみで一定期間、問題を抱えられていたと考えられます。その結果、かえって事態が悪化してしまうことが見受けられました。問題発生時の早期段階で、相談機関へつながる必要があると考えます。

(2) 委員活動

令和元年度の委員活動は弁護士と公認心理師の委員が専門性の高い資格と経験を活かして相談者の意向を聴きながら、面談を行いました。

委員との面談において、相談者の方が話をする中で相談内容の整理ができ、今後の方向性を見出してお帰りになられたり、また見通しが持てるまで継続して相談されたりする場合もありました。

相談内容は“教育機関におけるトラブル””家族における悩み”等が多くありました。必要に応じて、関係機関との連携のもと対応をしました。

また、本年は申立が1件ありました。申立者の意向を受け、相手方等との関係調整に努めました。

さらに、委員はスーパーバイザーとして、相談員が受けた相談内容について、専門的な立場から指導、助言を定期的に行いました。

※令和2年1月9日から、公認心理師の委員は片岡委員から、米田委員に変わりました。

(3) 次年度に向けての課題

令和元年度の相談活動を踏まえて、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では中学生以上の生徒や、大人にとって気軽に相談できる機関として、認知される必要があると考えます。そのためにも、年間を通した普及啓発活動に努めていかなければならないと考えます。

令和2年度から、相談日・相談時間が変更となります。実質、相談日が増えることで、従来相談日以外に入電をいただいた方々の相談に対応していくことが可能になります。また、子どもや保護者、その関係者の方にとって相談しやすい環境となるように努めていきます。

今後も、目黒区における子どもの専門相談機関として、子どもたちの声や、保護者・その関係者の方々の声を直接受けとめ、子どものための身近な相談窓口として、その役割を果たしていきたいと考えています。

(4) 啓発活動

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」を紹介するポスターとチラシ、カードを保育園・幼児の保護者・小学生・中学生・高校生に2回配布しました。

また、相談日周知のため、毎月「月の予定表」を区立小・中学校と各住区センター、児童館、図書館、学童保育クラブ等他施設へ配布し、併せてホームページからも情報を発信していきました。

さらに、子どもと関わりのある公立小・中学校のスクールカウンセラー等にチラシ、カード等を配布しました(表1参照)。

(表1)

時期	啓発内容	時期	啓発内容
4月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館)	10月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) ※月の予定表配布先 23 施設追加 チラシ・カード・ポスター配布(目黒区内保育園・幼稚園、小・中学校、高校) ※チラシ・カード・ポスター配布先 27 施設追加
5月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館)	11月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童)
6月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童)	12月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 子ども条例啓発カレンダー配布(区内子ども関連の施設) パネル展示・チラシ・カード配布(ティーンズフェスタ)
7月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童)	1月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(目黒区内保育園・幼稚園、小・中学校、高校)
8月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童)	2月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(公立小4年児童、公立中2年生徒宛)
9月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童)	3月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(目黒区内保育園・幼稚園、小・中学校、高校) チラシ・カード・ポスター配布(めぐろ学校サポートセンター職員、公立小中学校スクールカウンセラー宛)

4 令和元年度子どもの権利擁護委員制度実施状況

(1) 相談員による電話相談等の実施状況

(表2)

主たる相談内容	令和元年度										
	平成30年度										
	子ども						大人			不明 〔無言 電話〕	計
	年齢 不明	幼児	小学生	中学生	高校生	小計	保護者 (親族 含む)	その他	小計		
いじめ	0	0	0	0	3	3	1	0	1	0	4
	1	0	2	0	0	3	44	0	44	0	47
子ども同士の悩み	0	0	11	0	0	11	9	0	9	0	20
	0	0	11	0	0	11	4	0	4	0	15
学校・幼稚園・保育園に ついての悩み	0	0	7	0	0	7	52	0	52	0	59
	0	0	1	0	0	1	14	0	14	0	15
不登校	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虐待や虐待につながる おそれ	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	3
家族についての悩み	0	0	1	0	5	6	18	0	18	0	24
	0	0	1	0	0	1	4	0	4	0	5
子育てについての悩み	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	7
	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	7
性に関する悩み	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1
	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	3	0	1	0	0	4	18	3	21	13	38
	1	0	0	0	0	1	23	2	25	5	31
合計	3	0	20	1	8	32	110	3	113	13	158
	3	0	15	0	0	18	99	2	101	5	124

(2) 相談員による対応（他機関への連絡）

(表3)

令和元年度 ()内は平成30年度件数	
機関名	件数
保健予防課	1 (1)
子育て支援課（ほ・ねっとひろば相談）	11 (7)
子ども家庭課（子ども家庭支援センター）	7 (17)
区民の声課	3 (0)
教育委員会	14 (36)
めぐろ学校サポートセンター（教育相談）	3 (2)
めぐろ学校サポートセンター（SSW）	4 (0)
公立小・中学校	5 (4)
児童館	8 (4)
品川児童相談所	5 (3)
合計	61 (70)

(3) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況

(表4)

令和元年度		()内は平成30年度件数
主たる相談内容	件数	
委員との面談	いじめ	0 (6)
	子ども同士の悩み	2 (0)
	学校・幼稚園・保育園についての悩み	10 (4)
	不登校	1 (0)
	虐待や虐待につながるおそれ	0 (0)
	家庭内暴力	0 (1)
	家族についての悩み	4 (1)
	子育てについての悩み	1 (0)
	性に関する悩み	0 (0)
	その他	5 (2)
委員への申し立て	1 (0)	
委員による調査・調整	1 (1)	
他機関への連絡 子ども家庭支援センター 子ども家庭係 教育委員会 児童館 他	0 (1)	

(4) 相談事例

(表5)

事例1 相談者	小学校児童
相談内容	友達に玩具を盗られて悲しい、どうしたらいいか？
対処方法	相談員が児童の気持ちを受容しつつ、相談内容の整理をしました。 →相談員と話し合いの結果、また同じような事態に陥った場合には、母親に相談をしてみること、相談員と考えた相手児童に対する言葉かけを試してみるということになりました。

事例2 相談者	中学生生徒
相談内容	友だちに嫌なことをしてくる子がいて、腹が立つ。
対処方法	相談員が生徒の話をよく聞き、具体的なエピソード等を確認しました。 →相談員は生徒自身に気づきを得られるよう、丁寧に生徒の話を聞き、生徒の気持ちに寄り添いました。

事例4 相談者	保護者（母親）
相談内容	学校側の対応に納得がいかない。
対処方法	相談員が事実関係の確認をし、問題の整理をしました。 →相談員から保護者に対し、学校側との話し合い方法等につきアドバイスをしました。

事例5 相談者	保護者（父親）
相談内容	母親が子どものことをまったく考えない
対処方法	相談員が事実関係の確認をしました。 →委員が保護者の家庭環境等を確認し、問題の整理をし、家庭内の適切な対応方法につきアドバイスしました。

※プライバシー保護のため、内容等を一部変更しています。

参考資料

目黒区子どもの権利擁護委員制度実施要綱

制定 平成19年12月3日付け目子政S第385号決定

改正 令和2年4月1日付け目子子第718号決定

(目的)

第1条 この要綱は、子どもへの権利侵害について、子どもやその関係者が直接相談できる目黒区子ども条例（平成17年12月目黒区条例第63号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づく目黒区子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(相談対象者)

第2条 相談対象者は、子ども及びその関係者とする。

2 前項に規定する「子ども」とは、条例第2条第1項に規定する子どもをいう。

(委員の相談日及び相談時間)

第3条 委員の相談日は、水曜日から土曜日まで（1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日まで並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。）の間において1月につき4回とし、相談時間は、午前10時から午後5時までの間の任意の3時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、調査や調整（以下「調査等」という）を行うに当たり必要があると認める場合には、前項に定める日又は時間以外の日又は時間に調査等を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、申立て等がない場合は、委員の相談日及び相談時間を変更することができる。

(申立て方法)

第4条 子ども又はその関係者が条例第18条の規定に基づく申立てをしようとする場合は、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立書（別記第1号様式。以下「申立書」という。）を委員に提出するものとする。ただし、申立書を提出することができないと認められる場合は、この限りではない。

(申立て事項の審査等)

第5条 委員は、前条の申立てがあった場合には、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立受付処理台帳（別記第2号様式。以下「台帳」という。）に申立ての受付処理の状況を記録する。

2 委員は、申立て内容について必要な審査を行い、当該申立てが条例18条各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該申立てのあった日から30日以内に、目黒区子どもの権利擁護委員制度調査等を行わない旨の通知書（別記第3号様式）を送付し、申立者に調査等を行わない旨を通知する。

(申立て事項の調査)

第6条 委員は、前条第2項の審査の結果、当該申立てが条例第18条本文に該当すると認められる場合には、当該申立ての相手方となる関係機関、関係者等に対して、目黒区子どもの権利擁護委員調査等実施通知書(別記第4号様式)により、調査等を実施することを通知した上で、必要な調査等を行う。

2 委員は、前項の調査等の処理経過を書面により記録し、これを台帳に添付して保管する。

(合議)

第7条 委員は、条例第19条第1号ただし書の規定に基づき合議による決定を行う場合又はその他調査等を行うため合議による決定を行う場合には、目黒区子どもの権利擁護委員合議書(別記第5号様式)を作成し、これを保管する。

(申立て事項の処理)

第8条 委員は、第6条第1項の調査等の結果、必要があると認めるときは、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立て事項に関する調査結果について(別記第6号様式)又は口頭により、調査等の結果について関係機関、関係者等への必要な助言、支援、意見の表明、改善の要請その他の処理を行う。

2 委員は、当該申立てに対する調査等が終了した場合には、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立調整結果通知書(別記第7号様式)により、申立て事項の調査の結果等を、速やかに申立者に通知する。

(年次報告及び公表)

第9条 委員は、申立件数、処理件数、処理結果の主な内容その他の毎年度の事業の運営状況を、申立者が特定されないよう必要な配慮をして、書面により区長に報告を行う。

2 前項の運営状況は、区が発行する広報紙への掲載その他の方法により公表を行うものとする。

(身分証明書)

第10条 委員は、その職務を行う場合においては、身分証明書(別記第8号様式)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年1月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。